

市有観光施設における 新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン〔第2版〕

令和2年6月17日
長崎市文化観光部

【基本的な考え方】

本ガイドラインは国の専門家会議が提言した「新しい生活様式」を踏まえ、市有観光施設の供用再開に向けて、新型コロナウイルス感染症予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものです。

したがって、感染症防止対策を実施するにあたっては、施設の状況や規模など特性を踏まえた対応を行うことが重要であり、施設によっては、本ガイドラインにない対応が必要となる場合も想定されます。

また、施設の状況によっては、直ちに対応・導入することが難しい事項が含まれていることから、必ずしも全ての対策を講じることを施設の供用に際しての必須条件とはしませんが、本ガイドラインが、利用者や施設職員のみならず、「市民の安全」を確保することを目的としていることを十分踏まえ、適正に対応していただきますようお願いいたします。

1 施設のカテゴリー

施設の状況や規模などの特性を踏まえ、市有観光施設を以下のカテゴリーに分類します。

カテゴリー	摘要	施設名称（例）
A 〔高リスク〕	屋内施設であり、かつ、十分な換気ができないなど、いわゆる「三つの密」になりやすい施設	出島（二番蔵、考古館）
B 〔中リスク〕	屋内施設で十分な換気が可能であるが、比較的滞在時間が長い施設等	長崎ロープウェイ、旧香港上海銀行長崎支店記念館、しまの宿五平太
C 〔低リスク〕	屋外施設や屋内施設であっても十分な換気が可能な施設	グラバー園、池島炭鉱体験施設、端島見学施設、総合観光案内所、亀山社中記念館、べっ甲工芸館、東山手十二番館、出島（二番蔵、考古館を除く）など

本ガイドラインは、市有観光施設の供用再開に向けて、新型コロナウイルス感染症予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものであることから、上記「カテゴリーC」を直接の対象としております。

他施設については、以下、基本となる感染症予防対策を実施したうえで、より感染予防効果を高める取り組みを行う必要があります。

2 施設管理者が行う具体的な対策

(1) 従事する職員に関する感染防止策

- ・施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、ジョブローテーションを工夫してください
- ・施設管理者は、職員の緊急連絡先や勤務状況を把握してください。
- ・出勤前に自宅等での検温を実施し、発熱がある場合には自宅待機等の対応を行ってください。加えて、発熱の他に、次の症状に該当する場合も自宅待機としてください。
⇒ 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、吐き気・嘔吐
- ・職員はマスクを着用したうえで、利用者から物品や金品を受領する場合には、触れる箇所を最小限とする工夫（トレーの使用や手袋の着用など）を行うとともに、こまめな手洗いや、手指の消毒を行ってください。
⇒現金の取扱いをできるだけ減らすため、キャッシュレス決済を推奨します。
- ・ユニフォームや衣類はこまめに洗濯するように努めてください。
- ・職員に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。

(2) 利用者に関する感染防止策

- ・利用者に対し、以下の依頼を行ってください。
⇒マスクの着用（マスクを持参していない場合には、咳エチケットの遵守）
⇒こまめな手洗い、手指の消毒の徹底
⇒社会的距離（ソーシャル・ディスタンス）の確保

※上記防止策は搬入業者にも徹底していただくとともに、不要な接触を減らす取り組み（TV会議の活用など）も行ってください。

- ・入場の際、入場者名簿に氏名、住所、連絡先、人数を記入させてください。なお、団体（複数名）で入場する場合は、代表者のみで結構です。
- ・パンフレットやチラシ、アンケート等は、ラック等を使用し、手渡しを避けてください。
- ・入場口やチケット売り場など、利用者の密集が予想される場所については、分散を依頼するとともに、必要に応じ、入場の制限等を行ってください。
- ・感染が疑われる利用者が発生した場合は、以下の対応を行ってください。
⇒他の利用者や職員と接触しない場所への隔離
⇒対応するスタッフの安全確保（マスクや手袋の着用の徹底）
⇒医療機関や保健所、施設設置者（長崎市担当部局）への連絡

(3) 環境管理に関する感染防止策

- ・施設（建物内）の扉・窓を解放し、換気を徹底してください。なお、十分な換気が得られない場合は、空調機器を稼働（外気導入運転を含）させるなど、室内空気の残留を避けてください。
- ・入場口等にアルコール消毒薬等を設置し、手指の消毒を徹底してください。なお、手洗いの励行も含め、注意喚起のためのポスターの掲出なども併せて行ってください
- ・利用者の密集が予想される場所については、「足形マーク」を貼付するなど、視覚的にもわかりやすい指示を行い、利用者間の距離を最低 1m（可能であれば 2m）離すようにしてください。
- ・チケットのもぎり、物販等を行う場合、アクリル板や透明ビニルカーテンを設置し、利用者との間を遮蔽するようにしてください。なお、物販に際しては、多くの方が触れるようなサンプル品や見本品は極力設置しないでください。
- ・飲食を提供する場合は、対面とまらない環境を作るとともに、テーブルや椅子の間隔を離すなど、密集状態にならない工夫を行ってください。
- ・館内放送等を活用し、利用者への注意喚起（マスクの着用、三密の回避、手指の消毒等）を一定時間ごとに行ってください。

(4) 清掃、衛生管理に関する感染防止策

- ・清掃、衛生管理に従事させる職員には、マスクと手袋の着用を徹底し、作業後は必ず石鹸と流水で手を洗い、手指の消毒を徹底してください。
- ・多くの利用者が手を触れる箇所（テーブル、椅子、ドアノブ、スイッチ、エレベーターのボタン、蛇口、手すり、タブレット機器等）は丁寧にアルコール消毒を行ってください。
- ・ゴミの回収はこまめに行ってください。また、ゴミ袋は必ず密閉してください。
- ・トイレは感染リスクが比較的高いと考えられるため、アルコール消毒以外に以下の対策を行ってください。
⇒トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示してください。
⇒ハンドドライヤーはウイルスの拡散につながるため、使用を中止してください。

(5) イベント等開催について

開催できるイベント等	<p>①と②を満たすもの</p> <p>①適切な感染防止策を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入退場時の制限や誘導 ・ 待合場所等における密集の回避 ・手指の消毒 ・ マスクの着用 ・ 室内の換気 ・客席との十分な距離の確保（出演者の発声等を伴う催し物） ・声援に係る感染防止策 <p>②イベント等の参加人数</p> <p>〔6月18日まで〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内の場合 100名以下、かつ収容定員の半分以下 ・屋外の場合 200名以下、かつ人と人の距離（2m目安）の確保 <p>〔6月19日から7月9日まで〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内の場合 1,000名以下、かつ収容定員の半分以下 ・屋外の場合 1,000名以下、かつ人と人の距離（2m目安）の確保 <p>〔7月10日から7月31日まで〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内の場合 5,000名以下、かつ収容定員の半分以下 ・屋外の場合 5,000名以下、かつ人と人の距離（2m目安）の確保 <p>〔8月1日から〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内の場合 上限なし、かつ収容定員の半分以下 ・屋外の場合 上限なし、かつ人と人の距離（2m目安）の確保
中止又は延期するイベント等	上記以外のイベント等

(6) 周知・広報

- ・WEBやSNSを活用し、事前に利用者に対し以下の周知を行ってください。
- ⇒マスクの着用（マスクを持参していない場合には、咳エチケットの遵守）
- ⇒こまめな手洗い、手指の消毒の徹底
- ⇒社会的距離（ソーシャル・ディスタンス）の確保

- ・以下の場合には来場しないよう要請・周知してください。
- ⇒発熱や体調不良がみとめられる方
- ⇒過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国への渡航歴がある方

3 関係機関連絡先

名 称	住 所	連絡先
長崎市保健所	長崎市桜町 2-22	TEL：095-801-1712
長崎大学医学部付属病院 〔感染症指定医療機関〕	長崎市坂本 1 丁目 7-1	TEL：095-819-7215
長崎市文化観光部観光政策課	長崎市桜町 4-1	TEL：095-829-1152 FAX：095-829-1232